別添２

「若年層を中心とした求職開拓事業」

提案書類作成要領

平成 30 年 9 月

山　　形　　労　　働　　局

職業安定部職業安定課

１　はじめに

本書は、若年層を中心とした求職開拓事業の調達に係る提案書類の作成に当たって、その要領を示すものである。

２　提案書作成要領

（１）基本方針

入札に参加する事業者（以下「提案者」 という。） は、若年層を中心とした求職開拓事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に記載されている目的、方針、業務内容及びすべての要求要件を理解し、本事業の特性を把握した上で、委託者に付加価値となる提案を行うこと。

（２）提案書の構成

①　事業の目的、趣旨との整合性
②　事業内容の妥当性・独創性
③　実施方法の妥当性・独創性
④　波及効果の有無
⑤　事業評価手法の具体性
⑥　事業遂行の効率性
⑦　実施体制の適格性
⑧　知見、専門性等の有無
⑨　実績の有無
⑩　経理処理能力の適格性
⑪　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

価格と同等に評価できない項目については、単に仕様書の内容を書き写すのみにとどまらず、実施内容及び手順等について、具体的に記載すること。

価格と同等に評価できる項目については、客観的かつ明確に記載すること。

（３）提案書の規格

ア　提案書の用紙サイズはＡ４を原則とし、日本語で作成すること。
イ　提案書には、表紙及び目次を付し、頁番号を付すこと。
ウ　提案書は表紙及び目次を除き、全体で５０頁以内とすること。
エ　提案書の表紙には表題、作成日を記載すること。
オ　表題は「若年層を中心とした求職開拓事業に係る提案書」とすること。
カ　業界独自の専門用語を使用する必要がある場合は、注釈を付すこと。
キ　可能な限りリサイクル用紙を使用し、両面印刷とすること。
ク　白黒で印刷した場合も読み取れる記載とすること。

３　提出部数等

（１）提出部数

提案書は、書面により７部提出すること。

提出部数のうち６部については、会社名、ロゴマーク等は一切記載せず、提案者が特定できないようにすること。

（２）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する書類の提出

本事業において実施する技術審査の評価項目の中に、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する項目があるため、該当するものがあれば提案書に併せて以下の書類の写しを１部提出すること。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

※ 労働時間の基準を満たすものに限る。

② 次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書

④ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届

４ 提出場所

〒990－8567 山形県山形市香澄町３－２－１ 山交ビル３階

山形労働局職業安定部職業安定課

担当：秋葉・槇

電話：０２３－６２６－６１０９（内線５１２・５１３）

５ 受領期限

平成３０年９月１４日（金）１６時

（ただし、受付は開庁日の９時３０分から１２時、１３時から１６時までとする。）

６ 提出方法

直接提出又は郵送（書留郵便に限る）とする。郵送の場合は、受領期限の前日までに到着するよう送付しなければならない。未着の場合、その責任は提案者に属するものとする。電報、ＦＡＸ、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

７ 留意事項

（１）提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。

（２）提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

（３）提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇、死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者で支出負担行為担当官が認める者でなければならない。

（４）一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。この場合、通知を受け取った提案者が受領期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

（５）提出した提案書類を支出負担行為担当官の許可なく公表又は使用してはならない。

（６）提出された提案書類は返却しない。

（７）提出された提案書類及びその複製は、支出負担行為担当官の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。